

**認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表**  
**（一般社団法人専門職高等教育質保証機構 リハビリテーション分野）**

認証の基準		申請者の申請内容
基準	基準に係る細目 <small>（令和4年10月1日施行改正細目省令版）</small>	
<p>1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 （学教法第110条第2項第1号）</p>	<p>（1）大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。（細目省令第1条第1項第1号）</p>	<p>資料（「評価基準と専門職大学設置基準等との対比表」）のとおり。</p>
	<p>（2）大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 （細目省令第1条第1項第2号）</p>	<p>専門職高等教育質保証機構（以下「機構」という。）の実施する分野別認証評価は、「専門職大学の教育研究水準の維持向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ことを目的として実施するものであり、専門職大学の個性や特徴が十分発揮できるように、専門職大学が有する「目的」を踏まえて行われる。（評価基準要綱 はじめに p.i）</p>
	<p>（3）大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 （細目省令第1条第1項第3号）</p>	<p>機構は、評価を受けた専門職大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムが構築されている。専門職大学評価基準や評価方法、その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定する。（評価基準要綱 p.13）</p>
	<p>（4）評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 （細目省令第1条第1項第4号）</p>	<p>対象専門職大学から提出された自己評価書（添付資料・データを含む。）および機構独自の調査資料・データに基づいて書面調査を実施したのち、訪問調査を実施する。（評価実施手引書 p.7）</p>
	<p>（5）法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしてい</p>	<p>「評価基準に適合している」と判断された専門職大学で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行う。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表する。（評価基準要綱 p.12）</p> <p>「専門職大学評価基準に適合していない」と判定された場合には、評価</p>

	<p>ること。 (細目省令第1条第1項第5号)</p>	<p>実施年度の翌々年度までであれば、「適合していない」と判定された根拠となった基準に限定して追評価を受けることができる。この追評価において、当該基準を「満たしている」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職大学評価基準に適合している」と認め、その旨を公表する。(評価基準要綱 p.12)</p>
	<p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教育研究実施組織等に関すること、②教育課程に関すること(教育課程連携協議会に関することを含む。)③施設及び設備に関すること、④学修の成果(進路に関することを含む。)に関すること、⑤その他教育研究活動等に関すること (細目省令第1条第3項第1号)</p> <p>① 教育研究実施組織等に関すること</p> <p>② 教育課程に関すること(教育課程連携協議会に関することを含む。)</p> <p>③ 施設及び設備に関すること</p> <p>④ 学修の成果(進路に関することを含む。)に関すること</p> <p>⑤ その他教育研究活動等に関すること</p>	<p>機構の専門職大学評価基準は、学修者本位の教育活動を中心とした教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、「領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究実施組織」「領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表」「領域Ⅴ 学修環境」「領域Ⅵ 学生受入および定員管理」「領域Ⅶ 内部質保証」の7領域に分類される28基準から構成されている。これらの基準は、専門職大学の特色と各分野の求める職務遂行能力が、明確に発信されるように配慮されている。(評価基準要綱 p.4)</p> <p>教育研究実施組織等については、「領域Ⅲ 教育研究実施組織」において評価する。(評価基準要綱 p.7)</p> <p>教育課程に関することは、「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」において評価する。教育課程連携協議会については、「基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。」において評価する。(評価基準要綱 pp.5-6)</p> <p>施設および設備については、「基準Ⅴ-1 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備(ICT環境、バリアフリー化等を含む。)ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。」において評価する。(評価基準要綱 p.8)</p> <p>学修成果については、領域Ⅰ基準Ⅰ-2において、卒業時の状況(単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果)、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、リハビリテーション分野専門職大学に求められている学修成果があがっているか否かを判断する。この基準は、「重点評価項目」に指定してある。(評価基準要綱 p.5)</p> <p>その他教育研究活動等については、「領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表」(評価基準要綱 pp.7-8)「領域Ⅴ 学修環境」(評価基準要綱 p.8)「領域Ⅵ 学生受入および定員管理」(評価基準要綱 pp.8-</p>

		9) および「領域Ⅶ 内部質保証」(評価基準要綱 p.9)において評価する。領域Ⅶ 内部質保証のうち3基準は、「重点評価項目」に指定してある。
	<p>(7) 評価方法に、関連職業団体関係者等(※)及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 (細目省令第1条第3項第2号)</p> <p>(※) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p>	評価実施にあたっては、専門職大学に関して高く広い見識を有する大学・専門職大学関係者、関連職業団体の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される専門職大学認証評価委員会を設置する。(評価実施手引書 p.1)
	<p>(8) 大学評価基準を定め、又は変更するにあたっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。 (細目省令第1条第3項第3号)</p>	専門職大学評価基準の策定あるいは変更にあたっては、機構内に検討委員会を設置する。この検討委員会の構成員は、大学・専門職大学関係者(評価経験者)、関連職業団体の関係者、高等学校進路指導関係者等である。この検討委員会の案はパブリックコメントを経て確定される。(評価基準要綱 p.13)
<p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。 (学教法第110条第2項第2号)</p>	<p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (細目省令第2条第1号)</p>	評価実施にあたっては、専門職大学に関して高く広い見識を有する大学・専門職大学関係者(実務家教員を含む。)、関連職業団体の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される専門職大学認証評価委員会を設置する。(評価実施手引書 p.1)
	<p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第2号)</p>	<p>機構の評価委員会委員は、自己の関係する専門職大学の評価には参画できないこととしている。自己の関係する専門職大学の範囲は、次のように定めている。(評価実施手引書 p.14)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価対象専門職大学に専任として在職(就任予定を含む。)し、または過去3年以内に在職していた場合</li> <li>2. 評価対象専門職大学に兼任として在職(就任予定を含む。)し、または過去3年以内に在職していた場合</li> </ol>

		<p>3. 評価対象専門職大学の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、または過去3年以内に参画していた場合</p> <p>4. 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合</p>
	<p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第3号)</p>	<p>対象大学から自己評価書が提出される前（例年では8月）に研修（1日）を実施している。その後、評価作業の進捗状況によって、特定のテーマについて研修を行う。（評価実施手引書 p.3）</p>
	<p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p>機構は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第2条第4号」に則して、実施する分野別認証評価について自己点検・評価実施要綱を定め、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況ならびに組織および運営の状況に関する点検・評価を実施することとしている</p> <p>直近では、専門職大学院認証評価（ビューティビジネス分野）の実施に係る自己点検・評価（大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況ならびに組織および運営の状況に関する点検・評価）を実施した（2018年度）。この自己点検評価報告書はウェブページに公表した。 (<a href="https://qaphe.com/organization/orginfo/">https://qaphe.com/organization/orginfo/</a> 「認証評価機関が行う自己点検評価」)</p>
	<p>(5) 法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 (細目省令第2条第4号)</p>	<p>機構は、現在、専門職大学院認証評価については、ビューティビジネス分野および教育実践分野の業務を行っているが、それぞれ別の実施体制が整備されている（<a href="https://qaphe.com/wp/wp-content/uploads/qaphe-profile.pdf">https://qaphe.com/wp/wp-content/uploads/qaphe-profile.pdf</a> スライド番号8 第三者評価の体制）。専門職大学についても、上記と異なる実施体制を整備する予定である。</p>
	<p>(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理している</p>	<p>機構は、現在、文部科学省の委託事業を実施しているが、この業務に関わる経理と、認証評価の業務に関わる経理は区別している。（別途提出資料、<a href="https://qaphe.com/mext/">https://qaphe.com/mext/</a>）</p>

	こと。(細目省令第2条第6号)	
3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 (学教法第110条第2項第3号)		評価結果確定の前に、評価結果(案)を対象専門職大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けている。意見申立があった場合には評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する。意見申立てのうち、専門職大学評価基準に「適合していない」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行う。(評価実施手引書 p.12)
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であること。 (学教法第110条第2項第4号)		認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人として、すでに専門職大学院認証評価(ビューティビジネス大学院3回、教育実践大学院1回)を実施している。
5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。 (学教法第110条第2項第5号)		文部科学大臣により認証を取り消された経験はない。
6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 (学教法第110条第2項第6号)	(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項(①名称及び事務所の所在地、②役員の名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額)を公表することとしていること。 (細目省令第3条第1項第1号)	「V 情報公開」(評価基準要項 p.12)において、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供することとしている。①～⑧はすべて、機構ウェブページ( <a href="https://qaphe.com/">https://qaphe.com/</a> )に公表されている。
	(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。 (細目省令第3条第1項第2号)	評価スケジュールについては、認証評価を希望する専門職大学による申請の受付から、評価結果の公表までのプロセス・スケジュールが自己評価実施要項(pp.4-5、p.14)および評価実施手引書(p.2、p.13)に明確に定められている。 今までの専門職大学院認証評価は、遅滞なく、実施し、評価結果を公表してきた。
	(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその	ハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科(2012・2017年度)および星槎大学大学院教育実践研究科(2021年度)の専門職大学院認証評

	<p>他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。 (細目省令第3条第1項第3号)</p>	<p>価機関としての実績を積み重ねている。なお、2022年度には、ハリウッド大学院大学ビューティビジネス研究科の認証評価を実施し、評価結果は、2023年3月末までには公表する予定である。 (<a href="https://qaphe.com/result/graduate/">https://qaphe.com/result/graduate/</a>)</p>
	<p>(4) 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしている。 (細目省令第3条第2項)</p>	<p>専門職大学は、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合には、この状況を機構に報告することとしている。「重要な変更」の具体的内容も示している。報告の内容は、専門職大学の意見を聴いた上で、公表することもある。(評価基準要綱 p. 12、自己評価実施要項 p. 5、p. 40)</p>
<p>7. 評価結果 (学教法第110条第4項)</p>	<p>評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)</p>	<p>評価結果は、評価報告書として公表する。評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイト (<a href="https://qaphe.com/">https://qaphe.com/</a>) への掲載等により、広く社会に公表する。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、対象専門職大学から提出された自己評価書(別添で提出された根拠資料・データを除く。)を機構のウェブページに掲載する。(評価基準要綱 p. 11)</p>